

## 水道管の凍結防止

冬の寒さが厳しい時期（気温が氷点下4℃以下）は、水道管が凍結・破裂する場合がありますのでご注意ください。凍結防止対策として次のことが挙げられます。

- ①屋外の水道管を保温する
- ②少量の水を出しておく
- ③長期間水道を使用しないときは、水抜栓を閉めて水道管の水を抜いておく

水道管が凍結してしまった場合は、解けるのを待つか、凍結しているところにタオルをあて、その上からぬるま湯をかけてください。（熱湯をかけると水道管が破裂する恐れがあります）

また、水道管が故障した場合は、国見町の「指定給水装置工事事業者」へ修繕を依頼してください。（修繕費は使用者負担となります）

※指定給水装置工事事業者一覧は町ホームページをご確認ください。

（<https://www.town.kunimi.fukushima.jp/soshiki/9/4533.html>）

☎ 上下水道課水道係 ☎ 585-2997

## 宅地内漏水による水道使用料金の軽減

道路下の配水管から各家庭につながっている宅地内の給水装置（給水管、止水栓、蛇口など）は個人財産ですので、使用者または所有者が維持管理を行うことが原則となっています。

宅地内の漏水の場合については、至急町指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。メーター手前の箇所でも漏水し水道料金に反映しない場合についても、修理代は自己負担となります。

### ■水道使用料の軽減について

漏水の状況によっては、修繕完了後に水道使用量が軽減となることがあります。申請手続き等については、お早目に上下水道課へ問い合わせください。

☎ 上下水道課水道係 ☎ 585-2997

## 水道管の水漏れ発見にご協力ください

町では、毎年専門業者に委託して漏水調査を実施し、漏水の発見・調査に努めていますが、引き続き貴重な水を無駄にしないためには町民の皆さまのご協力が不可欠です。

もし「いつもと比べて自宅の水道の水圧が弱くなった」「道路上や排水溝などで原因不明の水が流れている」など漏水の疑いのある場所を見つけた時は、上下水道課へご連絡ください。

■上下水道課水道係 ☎ 585-2997・☎ 090-2796-5300（夜間休日）

## 意見募集（パブリックコメント）を実施します

町では、福祉関係計画（案）について、多くの皆さまから意見を求め、提出された意見を踏まえた計画を策定するため、意見募集（パブリックコメント）を実施します。

### ■意見募集する計画

- ・国見町地域福祉計画
- ・第10次国見町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
- ・第8次国見町障がい福祉計画
- ・国見町自殺対策計画

### ■意見募集期間

令和6年1月9日(火)から2月9日(金) 必着

### ■計画案の閲覧場所

- ・国見町役場福祉課
- ・国見町ホームページ

### ■意見募集の方法

意見を記載する様式は任意ですが、住所・氏名・電話番号を記入してください。

意見提出様式は福祉課窓口又は町ホームページに用意してあります。

- ①持参する場合 国見町役場福祉課まで
- ②郵送の場合 〒969-1792 福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1番7 国見町役場福祉課 宛
- ③電子メールの場合 fukushi@town.kunimi.fukushima.jp
- ④FAXの場合 ☎585-2181

### ■意見の取り扱い

提出された意見については、町の考え方を付し、町ホームページ等で公表するとともに、その内容を参考として計画策定をします。なお、提出された意見に対する個別の回答及び住所・氏名等個人情報の公表は行いません。

☎福祉課社会福祉係 ☎585-2793

☎福祉課長寿介護係 ☎585-2125

## 介護保険の要介護認定を受けている皆さんへ

## 障がい者控除・おむつ医療費控除

所得税の確定申告や町県民税の申告に際し、介護保険制度で要介護の認定を受けている65歳以上の皆さんが税控除を受けるための証明書を発行しますので、申請してください。確定申告をしない方は申請の必要はありません。

### 【障がい者控除】

#### ■対象者

介護保険法に基づく要介護認定を受けた人で、日常生活に支障のある方や疾病等により介護が必要な方。なお、身体障がい者手帳・精神障がい者手帳・療育手帳を持っている方は申請の必要はありません。

### 【おむつ代の医療費控除】

#### ■対象者

傷病によりおむね6か月以上寝たきりであり、医師の治療を受けている方。

おむつ代の医療費控除を初めて受ける場合は医療機関が発行する「おむつ使用証明書」が必要になります。主治医にご相談ください。2年目以降の方で、一定の要件を満たしている場合は、町が主治医意見書の記載を確認し「要介護認定にかかる主治医意見書の確認書」を交付します。

☎福祉課長寿介護係 ☎585-2125

## 個人宅へマイナンバーカードの出張申請を行います

マイナンバーカード申請の来庁が困難な方のために、町職員が個人宅に訪問して、申請サポートを行う出張申請を実施します。

### ■対象者

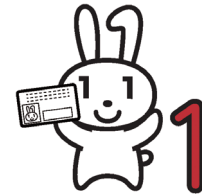
- 国見町に住民登録があり、マイナンバーカードを初めて申請される方のうち、次のいずれかに該当する方
- ・75歳以上の方
  - ・要介護、要支援認定を受けている方
  - ・障がい者手帳を持っている方

■訪問日時 平日、午前10時から午後4時まで（年末年始を除く）

■申込方法 電話または窓口で申し込みください。

### ■その他

- ・申請サポートとは、申請書の記入のお手伝いと申請に必要な顔写真を撮影（無料）します。
- ・マイナンバーカードは後日郵送します。



☎住民防災課戸籍係 ☎585-2115

## マイナンバーカード申請等の休日臨時窓口について

マイナンバーカードの申請、受取、更新のために予約により休日臨時窓口を開設します。平日の手続きが困難な方、マイナンバーカードをまだ持っていない方は、この機会にぜひマイナンバーカードを作りましょう！

ご利用の際は、事前予約（3日前まで）をしてください。事前予約がない場合は、開設いたしません。

### ■開設日 ※事前予約受付日

- ・令和6年1月28日(日) ※1月25日(金)までに予約
- ・令和6年2月25日(日) ※2月22日(金)までに予約
- ・令和6年3月31日(日) ※3月28日(金)までに予約

■開設時間 午前9時から午後4時

■開設場所 住民防災課戸籍係（緑の窓口1番）

■予約方法 電話または窓口での予約をお願いします。（住民防災課戸籍係 ☎585-2115）

### ■内容

- ・マイナンバーカードの交付
  - ・マイナンバーカードの申請サポート（無料で写真撮影）
  - ・有効期限満了に伴うマイナンバーカード等の更新の手続き
- ※マイナンバーカード関連以外の受付（各種証明書の発行・住民異動等）は行いません。

☎住民防災課戸籍係 ☎585-2115

## ごみの減量化・資源化にご協力ください！

福島県のごみの排出量は1人1日あたり1,035gで、全国平均の918gより1割以上も多く、全国ワースト2位です。

- ・家庭から出る「生ごみ」には多くの水分が含まれています。「生ごみ」はできるだけ“水を切って”ごみの量(重さ)を減らしましょう。
- ・住民の皆さまから出されるごみで、もやせるごみの中に資源化できる空き缶やビン類、ペットボトル等の資源ごみの混入が多くあります。ごみをきちんと分別して適切に排出しましょう。

※特に金属類は、もやせるごみに混ぜないでください。焼却炉を損傷させ、故障の原因となります。

☎伊達地方衛生処理組合 ☎582-2051

## 国見町農機具等マッチング事業

町では、離農等で利用されていない農機具等を町内の農業者や農業法人が再利用できる国見町農機具等マッチング事業を行っています。

### ■内容

利用者の負担軽減と有効活用できる農機具等の掘り起こしを目的とし、使っていない農機具等の処分を考えている方から、必要な方へ有償無償問わず情報提供する事業です。譲受を希望される方は必ず現物を確認していただきます。

### ■譲渡希望者

随時申請を受付していますので、利用を希望される場合は産業振興課まで問い合わせください。

### ■譲受希望者

随時更新していますが、令和5年12月18日現在で譲渡希望のある農機具は7件（柿皮むき機、柿ヘタ処理機、乗用田植機他）あります。詳しくは、町ホームページで確認いただくか、産業振興課まで問い合わせください。

☎産業振興課農林振興係 ☎ 585-2986

## 使用済み小型家電リサイクルの特別回収

町では回収ボックスに入らない小型家電の回収を次のとおり実施します。ごみの減量化と再資源化にご協力をお願いします。

### ■日 時

令和6年1月13日(土) 午前9時～午前11時（2時間のみ）

### ■場 所

国見町役場 駐車場

### ■対 象 品（対象品以外の受け取りはできませんので、ご了承ください）

・携帯電話・スマートフォン・公衆用PHS端末・ビデオテープレコーダー・DVDプレーヤー／HDDレコーダー・BDプレーヤー／HDDレコーダー・地上デジタルチューナー・ビデオカメラ・デジタルカメラ・カーナビゲーションシステム・カーDVD／カーCD／カーMD・カーアンプ／カーチューナー・カーステレオ／カーラジオ・VICCユニット・ETC車載ユニット・デスクトップ型パソコン本体・ノート型パソコン・モニター一体型パソコン・タブレット・ワープロ（インク・電池は外す）・USBメモリー・メモリーカード・ハードディスク・基盤・ハブ・ルーター等周辺機器・据置型／携帯型ゲーム機（電池は外す）・付属ケーブル・ラジオ・CDラジカセ・ファクシミリ

☎住民防災課生活交通係 ☎ 585-2116

## 年末年始の水道工事当番店

年末年始の水道修繕工事当番店は、次のとおりです。

月 日	指定店名	電話番号
12/29(金)	根本建設(株)	585-1153
12/30(土)	(有)渡辺建設	585-2404
12/31(日)	(有)佐久間工業	529-1105
1/1(月)	国見ガス住宅設備(株)	585-2137
1/2(火)	(有)後藤設備	585-3103
1/3(水)	(有)齋久設備	585-2310
1/4(木)	根本建設(株)	585-1153
1/5(金)	(株)渡辺建設	585-2404
1/6(土)	(有)佐久間工業	529-1105
1/7(日)	国見ガス住宅設備(株)	585-2137
1/8(月)	(有)後藤設備	585-3103

☎上下水道課水道係 ☎ 585-2997

## 粗大ごみ収集日

### 町による粗大ごみ収集日

令和6年1月10日(水)、24日(水)

- ・粗大ごみを出すときは、収集日の前日（平日の午前8時30分から午後5時15分）までに、品目・数量・ごみ置場の番号を住民防災課へ連絡してください。受付の無いものは収集しません。
- ・粗大ごみの量が多くなってしまう場合、ごみ置場の広さによっては他の方に迷惑をかけてしまう恐れがあるため、数回に分けるなどの配慮をお願いします。

☎住民防災課生活交通係 ☎ 585-2116